

兵庫県公報

平成29年6月12日 月曜日 第4号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第32号）

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、法人事業税等の課税免除を受けることのできる対象業種のうち情報通信技術利用事業が除外され、新たに農林水産物等販売業が追加されたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月12日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第32号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則（平成12年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「情報通信技術利用事業用」を「農林水産物等販売業用」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則第2条第1項の規定は、平成29年4月1日以後に新設され、又は増設される設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。